

わが町のここが聞きたい

問 どう対処する 空き家を

答 管理の確保や活用の拡大、方策を探る



質問者の動画が視聴できます。

やぎ 八木 ふみと 史 議員



問 八木議員

①条例に基づき、実態調査を行っていると思うが、最新の空き家の件数と特定空家等の認定件数は。
②空き家の所有者が分からないなどの困難な事例がたくさんあると思うが、どのように対処しているのか。
③空き家の近隣住民の苦情や相談の内容とそれに対する対応は。
④空き家は活用次第では人口減少対策、移住・定住等の促進など町の経済を活性化させる可能性を秘めていると思うが、今後、どのように対処していくのか。
⑤本年6月、法律の一部が改正され、適切な管理がされず、放置すれば特定空家になるおそれがある物件を新たに「管理不全空家」と定められた。今後、国の指針に基づき対処していくと思うが、その進め方等は。

答 町長

①平成26年度に調査を行って、219戸の空き家があることが判明した。その後、毎年「建築保全業務現地調査」を行い、当初は延べ48戸を特定空家と認定していたが、その後解体されたものもあり、現在では29戸を特定空家に認定している。
②所有者が分からない空き家等に対しては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定により、固定資産税の課税等で利用している方や、その他所有者等に関する情報を利用し、関係する自治体に住民基本台帳情報や戸籍情報を請求するなど把握に努めている。
③苦情や相談があったらすぐに現場を確認し、所有者等へ修繕等を促す連絡をしている。また、所有者等が不明あるいは遠くにいる場合は、危険回避等のため早急に対応が必要と判断した際は、消防署等へ応急処置を依頼するなどの対応を取っている。
また、所有者等が遠くにいる場合や、複数人いる場合にも固定資産税等の情報を元に把握し、文書等により指導・勧告等を通知している。
しかし、通知しても全く反応のない所有者等についても、年に1回は指導・勧告等を再通知している。



# わが町のここが聞きたい

④空き家の活用は、活用可能な物件情報をいかに拾い上げることができるといえる。現在、五所川原圏域で行っている空き家バンクへの登録を推進するため、広報紙への掲載、固定資産税の納税通知書にチラシを同封するなど情報発信を図っている。

まずは、活用可能な空き家の情報収集を進め、次年度以降の空き家活用事業の実施につなげたい。

⑤本町ではこれまで、特定空家として認定されていない空き家であっても「準特定空家」とし、特定空家と同様に解体費の一部を助成するなど、特定空家化の未然防止に努めてきた。

今後も、国の強化事項に基づいて空家等対策計画を見直し、管理不全空家の特定空家化の防止に努めるとともに、空き家の管理の確保や活用の拡大について、方策を探りながら進めていきたい。

## 高齢者の補聴器購入の助成を

問 八木議員

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設を検討してほしい。

また、聴覚障害6級以上の方で、制度により補聴器を購入している人数は。

答 町長

国や県、近隣市町村の動向を注視しながら補助制度を検討していく。また、令和5年8月末現在で聴覚障害6級以上は30人で、制度により補聴器を購入した方は、令和元年度から令和5年8月末までで27人(延べ32件)で、これらの補聴器購入費用に対して、総額142万円を補助している。



## 会計年度任用職員に処遇改善を

問 八木議員

①会計年度任用職員には、いろいろな職種がある。一般事務職とは異なる技術職の給料表は何を適用しているのか。  
②本年4月、自治体で働く非正規職員(会計年度任用職員)のボーナスを拡充する改正地方自治法が可決、成立した。支給するかの判断は各自自治体に委ねられたが、せめて最初は、一般職の半分程度でよいので支給できないか。



答 町長

①一般事務補助のほか、医療関係や教育関係、技能労務関係などの会計年度任用職員があり、報酬額は全て一般行政職における給料表の職務級の俸給月額を適用の基礎としており、それぞれの職務の内容や責任の程度、必要となる技術及び職務経験等を考慮しつつ、民間企業の給与水準の状況等を踏まえ職種ごとに定めている。

②令和6年4月から会計年度任用職員に対しても勤労手当の支給が可能となった。本町も令和2年度の制度開始当初から期末手当を支給し、令和4年度からは一般職と同様の支給率まで引き上げたが、今回支給が可能となる勤労手当も県の取扱いとの均衡や適正な処遇の確保の観点から、支給が適当であると考えている。具体的な支給方法は、常勤職員に適用される人事評価制度を基本としながら、成績率や在職期間割合等については、地域の実情や任用形態などを踏まえて判断したい。

